



暮らし

公共施設

市政

観光・史跡

事業者向け

ホーム > 報道発表資料 > 土壌の基準超過が報告されました。

ガイドナビを開く

シェアする 0

ポスト



土壌の基準超過が報告されました。

最終更新日令和7年4月16日 | ページID 042065



本日、岡崎市(住宅計画課)から、記載の土地(本市所有地)について自主調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨の報告がありました。
この調査は、対象地の土地活用の検討を機に行われたものです。調査の結果、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物が、県民の生活環境の保全等に関する条例(以下「県条例」という。)に規定する土壌溶出量基準を超過しました。
なお、県条例に規定する地下水基準の超過はありませんでした。その概要は、以下のとおりです。

1 報告内容

(1) 報告者

岡崎市(住宅計画課)

(2) 報告年月日

令和6年11月14日(木曜日)

(3) 調査対象地

井田町字荒居23番地6

(4) 調査項目

鉛及びその化合物、水銀及びその化合物

(5) 土壌調査結果

井田町字荒居23番地6の一部において、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物につい

て、次のとおり県条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果	土壌溶出量基準	超過区画数／調査区画数
鉛及びその化合物	最大 0.069mg／リットル(6.9倍)	0.01mg／リットル以下	2／2
水銀及びその化合物	0.0006mg／リットル(1.2倍)	0.0005mg／リットル以下	1／2

注1:()内は、土壌溶出量基準に対する倍率

注2:区画とは調査対象地を10メートル格子で分割したもの

(6) 地下水調査結果

地下水の基準超過はありませんでした。

2 現在の状況

汚染があった土地はシートで被覆されており、汚染土壌が飛散・流出することはありません。

3 今後の措置

汚染土壌の掘削除去を計画しています。

4 市環境保全課の対応

岡崎市(住宅計画課)に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

5 連絡先

岡崎市都市基盤部住宅計画課

担当者 飯見

電話番号 0564-23-6322

関連資料

- 20241114添付(PDF形式 187キロバイト)

PDFファイルの閲覧には、Adobe Reader(新しいウインドウが開き、岡崎市のサイトを離れます)が必要です。

お問い合わせ先

担当部署: 環境部環境保全課

電話番号: 0564-23-6194

ホーム > 報道発表資料 > 土壌の基準超過が報告されました。



岡崎市役所

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地(地図・アクセス) | 代表電話番号 0564-23-6000 | FAX番号 0564-23-6262

開庁時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日、12月29日～1月3日を除く)

※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。

» 連絡先一覧

» 施設一覧